

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

(平成一七年七月二二日法律第八五号)

一、提案理由(平成一七年四月五日・参議院国土交通委員会)

国務大臣(北側一雄君) ただいま議題となりました流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国の経済活動を支える物流につきましては、在庫管理の徹底等による物流コストの低減を通じた国際競争力の強化や、多様化する消費者の需要に即したサービスが求められるとともに、地球温暖化防止のための京都議定書の発効を受けて環境に配慮した物流体系を構築することの重要性が高まっているなど、社会的、経済的事情の変化に適切に対応することが求められております。

こうした状況を踏まえ、輸送、保管、荷さばき、流通加工等の物流業務を総合的、効率的に行う事業及びこの事業の中核となる物流施設の整備の促進を図るための所要の支援措置及び事業の計画の認定に係る手続を定めることを内容とする法律案をこのたび提案することとした次第であります。

この法律案による支援措置の内容は、倉庫業の登録や貨物自動車運送事業の許可等の行政手続の一括化、中小企業信用保険や食品流通構造改善促進機構による債務保証等の支援、物流施設の建設に係る開発許可についての配慮等であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成一七年四月八日)

田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進を図るための事業に係る計画の認定、許可等の特例、中小企業者の資金調達の円滑化等の措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の目的と今後の物流行政の課題、総合効率化事業による物流コストの二酸化炭素の削減効果、中小物流事業者に配慮した支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院国土交通委員長報告(平成一七年七月一五日)

橋康太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化等への対応、物流に伴う環境への負荷の低減の重要性が増大していることにかんがみ、流通業務の総合化及び効率化の促進を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、総合効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができること、

第二に、総合効率化計画の認定を受けたときは、その実施に必要な事業許可等を受けたものとみなされること、

第三に、中小企業者や食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業について、債務保証等の支援措置を講ずること
などであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月十六日本委員会に付託され、同月二十九日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、七月八日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。